

琉球大学学術リポジトリ

朝鮮に漂着した琉球漂流民の送還について：
清代中国の送還システムに見る撫恤事例

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2017-05-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 赤嶺, 守, Akamine, Mamoru メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/36705

朝鮮に漂着した琉球漂流民の送還について —清代中国の送還システムに見る撫恤事例—

赤 嶺 守

はじめに

琉球進貢使節の起居および附搭貨物による貿易の拠点として機能していた柔遠駅（福州琉球館）の所在地である福州から琉球漂着民が送還されるシステムは、明代から確立しており、清代においても、中国の沿岸に漂着した琉球人漂着民はすべて福州に護送され、漂着船が航海不能或いは船の規模が小さく航海が危険だと判断された場合は、現地で変売もしくは焼却された。航海が可能な場合でも原則として漂流地から直接帰帆することは許されず、船隻は一旦漂着民と共に福州に移送され、福州から帰国していた。さらにそれ以外にも、安南や呂宋からも中国を経由して送還される琉球漂着民が送られてくるなど、福州はまさに東アジアにおける琉球人漂着民送還のターミナル的存在であった。そうした中国における琉球人漂着民の送還に関わる研究は、これまで多くの研究者によって『明清史料』『明清档案』『清代中琉関係档案選編』『清代中琉関係档案統編』『清代中琉関係档案三編』『清代中琉関係档案四編』や未刊の中央研究院（台北）収蔵『内閣大庫档案』や故宫博物院（台北）収蔵『宮中档』『軍機档』及び『歴代宝案』『中山世譜』等を駆使して研究がなされ、その成果が報告されている。清代における朝鮮に漂着した琉球漂流民の漂着事例については、以下のような、朝鮮から自力回航して中国に再漂着した事例や、陸路で福州に護送された事例、或いは先に中国に漂着し、後に出洋して朝鮮に再漂着した事例等を確認することができる。

- ① 国吉等 14 人、乾隆 55（1790 年）6 月に朝鮮国全羅道济州に漂着し、その後自力回航して江蘇省に再漂着、福州から原船で帰国。

- ② 米精兼个段仁也等 11 人、乾隆 59 (1794 年) 年 8 月に朝鮮国全羅道濟州に漂着し、その後陸路で福州に護送され接貢船で帰国。
- ③ 佐久川等 21 人、嘉慶 1 (1796) 年 6 月に浙江省温州府に漂着、自力回航して朝鮮国へ再漂着、さらに自力回航後、江蘇省へ再漂着、福州から阿波根船で帰国。
- ④ 仲村渠等 7 人、嘉慶 2 (1797) 年閏 6 月に朝鮮国全羅道濟州に漂着し、その後自力回航して江蘇省へ再漂着、福州から上原船で帰国。
- ⑤ 翁世煌等 98 人、嘉慶 11 (1806) 年 10 月に福建省福寧府に漂着し、その後自力回航して朝鮮国へ再漂着、さらに自力回航し壱岐に漂着、原船で帰国。
- ⑥ 米喜阜等 6 人、道光 1 (1821) 年 5 月に朝鮮国全羅道濟州に漂着し、その後陸路で福州に護送され護送船で帰国。
- ⑦ 大城筑登之等 3 人、道光 6 年 (1826) 年 5 月に朝鮮国全羅道興陽県に漂着し、その後陸路で福州に護送され宮平船・狄士傑船で帰国。
- ⑧ 永仁屋等 8 人、道光 11 (1831) 年 6 月に朝鮮国黒山島に漂着し、その後自力回航して江蘇省へ再漂着、護送船で帰国。
- ⑨ 浦嘉等 3 人、道光 11 (1831) 年 7 月に朝鮮国全羅道濟州に漂着し、その後陸路で福州に護送され嘉数船で帰国。
- ⑩ 仲大城等 4 人、道光 12 (1832) 年 7 月朝鮮国全羅道濟州に漂着し、その後陸路で福州に護送され豊里筑登之親雲上船で帰国。
- ⑪ 宝案波連等 9 人、道光 26 (1846) 年 6 月に朝鮮国全羅道珍島に漂着し、その後自力回航して江蘇省淮安府へ再漂着、さらに帰途、江蘇省塩城県へ再漂着、福州に護送され接貢船・比嘉船・托梅船で帰国。
- ⑫ 寛仲地等 6 人、咸豊 10 (1860) 年 6 月に朝鮮国全羅道濟州に漂着し、その後陸路で福州に護送され接貢船で帰国。

本稿では、朝鮮に漂着した琉球漂流民の護送や自力回航がどのようになされ、また自力回航後、中国に漂着或いは再漂着した漂着民に対して、漂着民送還システムの中で、どのような送還措置がとられたのかを検討する。

中国における各撫恤事例

1. 国吉等 14 人（西村・泊村人）の事例（乾隆 55 年<1790>、自力回航）

国吉等 14 人は乾隆 55（1790）年 6 月に朝鮮済州島に漂着後、自力回航し、9 月に江蘇省に再漂着、原船にて帰国している。

『李朝実録』によると、正祖 14（1790）年 6 月 27 日、国吉等 14 人が済州島貴日浦に漂着し、7 月 20 日に済州牧使の李喆模により国吉等の漂着の経緯が報じられると、国王は衣食の給発を命じ、海路での自力回航をする際には事後報告するよう回諭している¹。自力回航後、中国江蘇省に再漂着した際に、朝鮮への漂着については報告していない。

江蘇巡撫覚羅長麟の奏摺（乾隆 55 年 12 月 28 日）によると、国吉・多嘉良等（那覇府西村泊村）14 人は、乾隆 55 年 5 月 24 日に那覇府から宮古に向けて出港している。その後、年貢の粟米 356 包を積み、6 月 9 日に宮古島を出航し、途中 11 日に大風に遭い大錨 2 個を失い大蓬を吹き破られ、さらに大槳を折られ、9 月 2 日に江蘇省通州東七甲港に漂着している。船中に公文 2 通が残されており、中には積載する米包の数や雑物など、そして水手の年齢などが記されていた。国吉・多嘉良等は原船での帰国を望んでいたことから、彼らをまず蘇州に護送し、原船は鎮洋劉河口に移し停泊させ、漂流民は福州に護送し福州から帰国させることが慣例化していたことから、米粟などの確認を済ませた後に、漂流者を搭乗させ福州に移送するとしている。²

福建巡撫浦霖の奏摺（乾隆 56 年 10 月 22 日）によると、碎麥 3 包大米 6 包は船内での食料とし、江蘇省で船の修理を済ませた後、国吉等は護送され 9 月 8 日に福州に至り柔遠駅にて安頓している。³

江蘇省では船中に公文 2 通が残されていたとしているが、『歴代宝案』に収

¹ 『李朝実録』、正祖 14（1790）年 7 月 戊戌（小林茂・松原孝俊・六反田豊「朝鮮から琉球へ、琉球から朝鮮への漂流年表」<『歴代宝案研究』第 9 号、沖縄県教育委員会、1998 年> 参照。以下、朝鮮史料の出典は同論文を参照）

² 『清代中琉関係档案選編』中国第一歴史档案馆、1993 年、p.218

³ 同上書、p.229

録されている福建布政使司から琉球国王宛の咨文（乾隆 57 年 3 月 1 日）によると、船には牌照（王府が発給した船手形）はなかったという。江蘇省で衣服や口糧などを与えられていたことから福州での加賞（撫恤品の給与）は行わず、柔遠駅に到着した日から毎日米 1 升・塩菜銀 6 厘を与え、その経費は乾隆 56 年度の存公銀で処理されている。また原船で帰国することから、帰国に際しては進貢船から 2 人の水梢を選び出し引導駕回することとし、粟米 356 包の内、湿りカビが生えた 156 包を除いた 200 包を持ち帰るとしている。国吉等の船には、同じく江蘇省に漂着し護送されてきた當間等 27 人を便乗させ、国吉等は乾隆 56 年 12 月 29 日、當間等は翌 57 年 1 月 27 日に離駅登舟させている。

4

2. 米精兼个段仁也等 11 人(八重山人)の事例 (乾隆 59 年<1794>、陸路護送)

米精兼个段仁也等 11 人は、乾隆 59 (1794) 年 8 月に朝鮮国全羅道濟州大静県加波島に漂着し、陸路で福州へ護送され、接貢船で帰国している。

『李朝実録』によると、米精兼个段仁也等 11 人は正祖 18 (1794) 年 7 月 11 日、与那国島へ向けて出港したが、風に遭って漂流。漂流の間に、飢えで行也 (25 才) 謹当 (54 才) 古当月 (31 才) 如行 (38 才) 古当也 (46 才) 渚月 (29 才) 寿 (45 才) の 7 人が死亡。全羅道靈巖郡梨津に漂着後、三也之 (41 才) が病死し、生存者は船頭米精兼个段仁也 (28) および兼 (47 才) 真勢 (26 才) の 3 人のみとなった。米精兼个段仁也等は陸路で福州に往き本国に帰ることを願っていたことら、節使に託して送還することとしたという。⁵

陸路での護送について、12 月 9 日付の鳳凰城城守尉宗室の英齡からの呈（報告）を受けた盛京將軍琳率等の奏摺（乾隆 59 年 12 月 12 日）によると、朝鮮国境界陪臣が米精兼个段仁也等が陸路による福州行きを望んでいるとして護送してきたが、詢問しても言葉が通ぜず、紙を渡しての筆談もままならなかったという。そこでは服装も粗末で寒さに堪えらなかつたことから、暖をとれる厚

⁴ 『歴代宝案』第 7 冊（校訂本）、沖縄県立図書館史料編集室、1994 年、p.116

⁵ 『李朝実録』正祖 18 年 (1794) 9 月乙未

手の衣服を製給し、飲食・宿泊の世話をする救済措置を施している。また米精兼个段仁也等は福州行きを望んでいたことから、11日には官吏に託して護送をおこない、礼部に連絡すると同時に直省各省の総督巡撫にも福建への途次護送を通知するとしている。⁶

福建巡撫浦霖の奏摺（乾隆60年3月29日）によると、事前に米精兼个段仁也等3人の護送に関する咨文が盛京將軍等衙門から届いている。米精兼个段仁也等は乾隆60年閏2月15日に福州に到着したことから、柔遠駅に安頓させ、福建での訊問では、米精兼个段仁也等の朝鮮への漂着時期は8月17日とし、漂着の際に船が沈み7人が溺死したという。米精兼个段仁也等は接貢船に附搭して帰国している。⁷

3. 佐久川等21人（泊村人）の事例（嘉慶元年<1796>、自力回航）

佐久川等21人は、嘉慶1年（1796）八重山から沖縄本島への帰途、漂流して中国に漂着している。その後福州に送られ、原船での帰途、朝鮮に漂着し自力回航するが、さらに中国に再漂着して阿波根船で帰国している。

佐久川等21人の漂流から送還の経緯について、『中山世譜』には以下のように記されている。

丙辰年（嘉慶1年／1796）6月15日、泊村の佐久川の五反帆馬艦船に21名が乗り込み、年貢を八重山から運ぶ途中に漂流、名の知れない洋面（浙江省温州府）で60余人の海賊が銅砲を放ち銃鎗を打ち船に乗り込み、翁長1名が海に落ち死亡、桃林寺の幼童が連れ去られた。賊は簪や衣服・貨物等を略奪したが、白米と水を与え内港に入るよう言い残し去って行った。漂着した地域の官府では安南の海賊と間違われ、縛られてその夜の内に樂清県に護送された。逆風に遭い漂流した事情を訴えても、奈何せん簪を奪われ髪もほどけ、海賊の疑いがはれずに処刑されそうなる。福州の琉球通

⁶ 『清代中琉関係档案選編』、p.266-267

⁷ 同上書、p.269-270

事を呼び寄せての確認を懇願し、福州から阿口通事が派遣され琉球人であることが分ると、撫恤品が与えられた。山饒波が死亡し、現地で埋葬され、その余の者はみな福州に護送された。その後海賊は捕獲され、ただちに斬罪となり、連れ去られた幼童も無事保護され福州に送られてきた。福州で船を修理し勤学（留学生）の毛修仁が通事として乗船し、福州を出航したが、海上で暴風に遭い、貨物を海に投げ捨て漂流し朝鮮国に至った。そこで食料や衣服を給与され自力回航し、さらに江南省大倉州崇明県に漂着した。その後松江府上海県におくられ、そこで詰医仲間の従者の池間が病死し現地で埋葬された。船が損壊していたことから変売（売却）し、その代金が支払われた後、福州に護送された。帰国は阿波根船で通事は毛修仁であった。⁸

最初の温州府への漂着の経緯について、浙江巡撫玉徳の奏摺（嘉慶元年9月7日）では、温州府知府の穆通阿の報告を受け漂着について知らされているが、それによると、1人漢字の書ける得氏仲間がおり、その書写により、6月15日に八重山を出航した船は、17日に名の知れない洋面に至り、暴風で桅舵を折られ損壊して漂流、真牛1名が落水して死亡し、残りの者は29日に浦岐地方に漂着したとしている。得氏仲間は温州府洋面で海賊に襲われたことを報告せず、海賊に連れ去られた幼童については、救助を求め杉板船で出て漂没したとしている。報告を受けた巡撫玉徳は急ぎ船を修復し、兵役を出して福州に護送するよう指示を出している。⁹

福建への護送について、護福建巡撫姚荼の奏摺（嘉慶2年1月13日）によると、佐久川等（習惟懐）らは嘉慶1年12月13日に福州の柔遠駅に到着し、その日から毎日米1升・塩菜銀6厘を与え、帰国の際には行糧一ヶ月を給与するとしている。また海賊に連れ去られた幼童の仁黄が救助され福州に送られてきたことを報告している。¹⁰

⁸ 『中山世譜』巻10、琉球史料叢書第4巻、pp.177-178

⁹ 『清代琉球史料彙編 宮中档硃此奏摺（上）』国立故宫博物院、2015年、p.169

¹⁰ 同上書、p192

4. 仲村渠等7人（東村人）の事例（嘉慶2年<1797>、自力回航）

仲村渠等7人は、嘉慶2（1797年）閏6月に朝鮮国全羅道済州に漂着し、その後自力回航して江蘇省へ再漂着、福州から上原船で帰国している。

『日省録』によると、正祖21年（1797）閏6月19日に大静県日果里西林に異国船が漂着したとの報告があり、すぐに兼中軍と漢学韓聖彦と倭学洪得栄等が現地に派遣されている。乗組員は舵取りの大城筑登之（42才）水夫仲村渠仁屋（28才）比嘉（42才）島袋（29才）稲福（32才）安次嶺（28才）金城（35才）であった。仲村渠等7人は福州への陸路護送を願わず、順風を待って水路での帰国を要望したことから、撫恤後、水路で帰国させるとある。¹¹

漂流・撫恤及び送還の経緯について、福建巡撫汪志伊の奏摺（嘉慶2年11月25日）によると、琉球国東村人の仲村渠等7名は、嘉慶2（1797）年6月6日に那覇府を開船し本国古島に往き、貢米を積載し帰途暴風に遭い漂流し、宝山県地方に漂着し（中略）、船隻貨物を変売し、官吏に託して福州に護送し、（中略）嘉慶2年11月4日に福建に至り、5日に柔遠駅に安頓している。柔遠駅に到着した日から毎日米1升・塩菜銀6厘を与え、帰国の際には行糧一ヶ月を給発するとしている。¹² 中国側に朝鮮からの自力回航は伝えていない。江蘇省における変売については、江蘇巡撫康基田の奏摺（嘉慶二年9月11日）によると、その変売価格は303両であった。¹³

5. 佐久間親方（<翁世煌>首里府人）等78人の事例（嘉慶11年<1806>、自力回航）

年頭慶賀や若殿様元服・重出銀米の謝礼など薩摩への琉球王府の使者であった佐久間親方盛寧（翁世煌）が公務を終え、10月24日に山川港を出航し途中暴風に遭い、中国に漂着している。原船での帰途、朝鮮に再漂着し、朝鮮から

¹¹ 『日省録』正祖丁巳年（1797）閏6月7日

¹² 『清代琉球史料彙編 宮中档硃此奏摺（上）』、pp.220-221

¹³ 『清代中琉関係档案選編』、p.296

自力回航後に老岐に漂着し、その後閏 6 月 28 日に薩州に至り、11 月 11 日に山川港を出航した後、再び暴風に遭い、国頭郡伊地村洋面に漂着している。漂着の際、47 人が無事上陸したが、佐久間親方盛寧（翁世煌）を含む 51 人は溺死している。¹⁴

福建への漂着及び撫恤について、福建巡撫張師誠の奏摺（嘉慶 11 年 12 月 28 日）によると、翁世煌は首里府の巡見官で史官やその同伴及び水手等 78 名を引き連れ、各島の巡視のため、去年 1 月 10 日に那覇港を出航し大島に至り海菜（昆布）等の物を積載し、10 月 24 日に開船して沖縄本島にもどる際に、28 日逆風に遭い、11 月 6 日に福建省の烽火門洋面に漂着している。その後、兵船に護送され福州に至り 12 月 1 日に柔遠駅に到着。翁世煌等は直接福建に漂着し他省での撫恤品の賞給がなかったことから、加賞（布・綿・酒・肉・灰麪等）が行われ、また柔遠駅に到着した日から毎日米 1 升・塩菜銀 6 厘を与えている。帰国の際には行糧一ヶ月を発給し、進貢船の福建に至るのを待って進貢船と共に帰国させるとしている。¹⁵

翁世煌らが持ち込んだ海菜等の物品に対しては、閩浙総督兼署閩海關印務の阿林保の奏摺（嘉慶 12 年 3 月 7 日）によると、前例に準じて徴税額 51 両 1 分 3 厘の免税措置を取ることが報告されている。¹⁶

朝鮮への漂着について、『日省録』収録の濟州牧使韓鼎運の馳啓によると、純祖 7 年（1807）7 月 11 日、濟州島旌義峯牛島に漂着した船舶から小舟に乗った琉球国人 6 人が漕ぎ出てきて、筆談によると、彼らは琉球国巡検官と史官の一行で、原船の乗船者は 99 名、その内 4 名は女性であった。供述によると、彼らは乙丑年（1805）正月 12 日、那覇を出航し 2 月 3 日に大島に至り、翌年（1806）10 月 24 日、大島を出航した翌日に台風に遭い、漂流。11 月 6 日に福建省福寧府に漂着し、丁卯（1807）6 月 27 日、五虎門を出航、西南風に遭い、さらに漂流。同年 7 月 10 日、濟州島牛島に漂着したという。¹⁷

¹⁴ 『中山世譜』卷 11、pp.197-198、『中山世譜』附卷 5、p.83-84

¹⁵ 『清代中琉関係档案選編』、p370

¹⁶ 同上書、p.371

¹⁷ 『日省録』純祖丁卯年<1807>8 月 10・11 日

6. 米喜阜 6 人（大島東間切油井村人）の事例（道光 1 年〈1821〉、陸路護送）

道光 1 年（1821）5 月に米喜阜 6 人が朝鮮国全羅道濟州に漂着し、その後、福州に護送され護送船にて帰国している。

朝鮮への漂着について、『同文彙考』によると、琉球国大島坐打村の人、米喜負・清寿・佐恵・徳宮・浦貞吟・池常ら 6 人は、道光 1 年（1821）5 月 2 日に大島大山沿辺の珍月村に往き、木材を積んでの帰途、大風にあつて漂流し、5 月 20 日に全羅道濟州牧健入浦前洋に漂着している。濟州兼中軍金応福・訳学韓錫路らの事情聴取によると、船が損傷し帰路もわからないので、陸路により中国を經由して帰国することを願ったという。船と木材は彼らの要望により焼却。衣糧を給発され、北京に赴く憲書齋咨官の李宜直ら一行に託され、8 月 27 日、平安道順安県に到着後、池常が病死し、同地に埋葬されている。その後、鳳凰城、盛京（沈陽）を経て北京に向かっている。¹⁸

朝鮮からの送還と撫恤について、鳳凰城城守尉宗室の常齡からの呈（報告）を受けた盛京將軍松霖等は、以下のように上奏（道光 1 年 9 月 25 日）している。

米喜阜等 6 人は道光 1 年 5 月 2 日に大山珍月村に行き、雑木などを船に積み込んで帰る途中、洋上暴風に遭い、朝鮮国全羅道濟州牧健入浦に漂着している。船隻が損壊したことから海洋での航海を恐れ、陸路での帰国を望み、護送途中 8 月 27 日に池常が病死し、5 人は領憲書陪臣に連れられ鳳凰城に至っている。訊問しても言葉が通ぜず、紙を渡しての筆談もままならない。服装が粗末で寒さに堪えられなかったことから、暖をとれる厚手の衣服を製給し、飲食・宿泊の世話をする救済措置を施した。陸路での福州行きを望んでいることから、9 月 25 日には護送役人による陸路護送おこない、礼部に経緯を報告すると同時に、直省各省の総督巡撫にも福建への漂流者の撫恤護送について通知する。¹⁹

¹⁸ 『同文彙考』原統、漂民上国人、31-32 丁

¹⁹ 『清代中琉関係档案選編』、p.546

福建での撫恤について、福建巡撫顔検の奏摺（道光2年1月29日）によると、盛京將軍等衙門より衣履羊酒等を賞給され、その後福州に護送され、道光2年1月13日に福建に至り柔遠駅に安頓している。盛京で衣糧などの撫恤品の賞給があったことから、福建では加賞をおこなわず、柔遠駅に到着した日から毎日米1升・塩菜銀6厘を給発し、帰国の際には行糧一ヶ月を給与している。²⁰

7. 大城筑登之等3人（那覇府人）の事例（道光6年<1826>、陸路護送）

大城筑登之等3人は道光6年（1826）5月に朝鮮国全羅道興陽県に漂着、陸路で福州に護送され、宮平船・狄士傑船にて帰国している。

朝鮮への漂着と撫恤について、『備辺司謄本録』によると、丙戌年（1826）6月16日、備辺司が、全羅道興陽県蛇渡津掌内の外羅老島に漂着した琉球国人3人に関する全羅道觀察使曹鳳振の状啓（報告）を受けて、琉球国人漂着の陸路による送還については、甲寅年（1794）・庚辰年（1820）にも例があることから、漂着者の願い通りに陸路での送還を許し、衣糧の給発を行い、さらに送還については憲書咨官に託すといったことを具申し、国王の裁可を得ている。同年8月6日にも、備辺司は具申を行い、興陽県蛇渡津掌内の外羅老島に漂着した琉球国人3人は、漢城の弘濟院に収容した後、帰国を急いでいたことから、早急に出発させることを請い、国王の裁可を得ている。²¹ また『同文彙考』によると、漂着者は領時憲書齋咨官の洪若宇に託されて送還されたという。²²

朝鮮への漂着と中国における撫恤の経緯について、福建巡撫韓克均の奏摺（道光7年3月15日）によると、琉球国那覇府人の大城筑登之・蒲戸比嘉等は、道光6年4月19日に牛照屋を舵工として雇い、山原地方に往き山柴を積み込み、5月18日に風に遭い船が損壊したことから、山柴を海中に投棄し、29日に朝鮮国全羅道興陽羅老島に漂着している。朝鮮で飯食衣服を給与され、陸路

²⁰ 『清代中琉関係档案選編』、p.554

²¹ 『備辺司謄本録』、純祖丙戌年<1826>6月16日、8月6日

²² 『同文彙考』原統、漂民上国人、37-38丁

での護送中、牛照屋が病故し、大城筑登之・蒲戸比嘉等 2 人は 9 月 20 日に盛京に至り衣履等を賞給されている。福建には道光 7 年 1 月 6 日に到着し柔遠駅にて安頓。盛京で衣糧など撫恤品が賞給されていたことから、福建では加賞は行わず、柔遠駅に到着した日から毎日米 1 升・塩菜銀 6 厘を与え、帰国の際には行糧一ヶ月を発給するとしている。また福建での調書と朝鮮での大城筑登之らの供述には多くの相違が見られるので、それを更正（訂正）して清冊に綴り部（礼部・戸部）に通知する外、上奏報告するとしている。²³

8. 前泊・永仁屋等 8 人（宮古島人）の事例（道光 11<1831>、自力回航）

前泊・永仁屋等 8 人は道光 11（1831）6 月 30 日朝鮮国黒山島に漂着、その後、自力回航し、7 月に江蘇省宝山区に再漂着、護送船にて帰国している。

永仁屋等 8 人の事例については、対応する朝鮮側史料の存在が確認されていないが、彼らの江蘇省への漂着・撫恤の経緯について、福建巡撫臣魏元烺の奏摺（道光 12 年 1 月 10 日）では以下のように記している。

福州府海防同知黄寶中の訳訊（供述調書）によると、琉球国宮古島人難夷前泊・永仁屋等 8 人は、道光 11 年 6 月 14 日に多良間島に往き糧米を積み、帰途、洋上で風に遭い桅箆を損壊し 6 月 30 日に朝鮮黒山島に漂着している。8 月 3 日に同島から自力回航したが、海道を知らず漂流して 17 日に営船に救助され、江蘇省宝山区吳淞海口に入り停泊している。牌照（船手形）はもっていなかった。江蘇省では、布・棉袍・鞋・襪・銀両が賞給され、積載していた米穀雑物は館舎に移され、原船並びに船内に食料として残されていた米穀と共に変売（売却）し、34 両が宝山区で渡されている。²⁴

その後、9 月 22 日に永仁屋等 8 人は陸路で護送され、11 月 20 日に福建に到着し柔遠駅に安頓している。仲宗根と砂川が 12 月 15 日と 22 日に相次いで病

²³ 『清代中琉関係档案選編』、pp.639-640

²⁴ 『清代中琉関係档案選編』、p.698

故したことから、現地で埋葬されている。前泊・永仁屋らは江蘇省で撫恤品を賞給されていたことから、福建では加賞を行わず、柔遠駅に到着した 11 月 20 日から毎日米 1 升・塩菜銀 6 厘を与え、帰国の際には行糧一ヶ月を給発するとしている。さらに原船は江蘇省で変売していたことから貢船に搭乗して帰国させることとし、また、福建での調書と江蘇省における筆談での供述には相違がみられることから、福州で訊問し更正（訂正）した内容を上奏している。²⁵

9. 浦嘉等 3 人（那覇府泊村等人）の事例（道光 11 年<1831>、陸路護送）

浦嘉等 3 人は、道光 11 年（1831）7 月に朝鮮国全羅道済州に漂着し、その後福州に陸路で護送され嘉数船で帰国している。

『備辺司謄本録』によると、辛卯年（1831）7 月 25 日、備辺司は、琉球国那覇府泊村の人 3 人が材木の伐採のために山栗島に向かう途中、風にあつて漂流し、全羅道大静県（済州島内）犯川浦に漂着したとの全羅道觀察使朴永元・済州牧使李礼廷の状啓（報告）を受け、琉球国人漂着者の陸路送還は甲寅年（1794）・庚辰年（1820）・丙戌年（1826）にも例があるので、漂着者の願い通りに陸路での送還を許し、衣糧を給与し、送還にあたっては憲書咨官に託すことなどを請い、国王の裁可を得ている。さらに 9 月 27 日、備辺司は済州牧大静県犯川浦に漂着した琉球国人 3 人は、漢城の弘済院に收容した後に、備辺司の郎庁と訳官が問情（訊問）し、帰国を急いでいたことから、早急の対応をとることを請い、国王の裁可を得ている。²⁶ 『同文彙考』では、船は彼らの願いにより焼却し、節使一行に託して送還するとしている。²⁷

朝鮮からの護送と撫恤・送還について、奇明保鄂順安普保烏爾（盛京將軍カ）の奏摺（道光 11 年 12 月 8 日）には以下のような内容が記されている。

朝鮮国边界陪臣の報告を受けた 11 月 30 日の鳳凰城城守尉宗室濶普通鄂か

²⁵ 同上

²⁶ 『備辺司謄本録』純祖辛卯年<1831>7 月 25 日、9 月 25 日、9 月 27 日

²⁷ 『同文彙考』原統、漂民上国人、44・45 丁

らの呈（報告）によれば、浦嘉點屋知玉等 3 名は那霸府治（泊）村人で、本年 6 月 18 日に山栗島に往き柴薪を積み込み、洋上で暴風に遭い朝鮮国全羅道濟州牧大靜県犯川浦地方に漂着している。船隻が損壊していたことから海洋での航海を恐れ陸路での帰国を望み、3 名は朝鮮国の使臣に託されて鳳凰城至っている。訊問しても言葉が通ぜず、紙を渡して筆談しても詳細は把握することはできなかつた。服も粗末なもので寒冷に堪えうるものではなかつた。道光 6 年には琉球国夷民大成筑登之等 2 名が陸路による帰国を望み福建に護送した事例がある。今回の琉球国遭風夷民浦嘉點屋知玉等 3 名についても、同様に飲食・宿泊の救済措置を講じ、暖をとれる厚手の衣服を製給し、海洋の風濤を恐れ陸路での帰国を望んでいることから、前例に照らして 12 月 9 日に官吏に託して福建に護送することにする。沿途の地方官に皇上の柔遠の思し召しに添うよう適切に撫恤護送を行うよう命じ、また礼部に報告し、沿途の総督巡撫にも撫恤護送について咨文で通知することとする。²⁸

福建への護送・撫恤の経緯について、福建巡撫臣魏元烺の奏摺（道光 12 年 4 月 21 日）によると、難夷渡慶次（浦嘉）は琉球国那霸府若狭町人水手、知念（知玉）は泊村即ち治村人、照屋（點屋）は北山府恩納郡人で、3 人は盛京將軍等衙門の撫恤を受け、11 月 30 日に盛京より陸路護送され、道光 12 年 3 月 21 日に福建に至り柔遠駅にて安頓している。柔遠駅に到着した日から毎日米 1 升・塩菜銀 6 厘を給与し帰国の際には行糧一ヶ月を与え、経費は存公銀で処理されている。昨年浙江省に漂着した嘉敷船が福建に移送されて来ていることから、3 人はそれに搭乗し帰国させるとし、なお、盛京における筆談での供述については間違いがあったことから、福州で訊問し更正（訂正）した内容を上奏している。²⁹

²⁸ 『清代中琉関係档案選編』、p.697

²⁹ 同上書、pp. 701-702

10. 仲大城等 4 人（那覇府東村人）の事例（道光 12 年〈1832〉、陸路護送）

仲大城等 4 人は、道光 12 年（1832）年 7 月に朝鮮国全羅道済州に漂着、その後、福州に護送され豊里筑登之親雲上船で帰国している。

『備辺司謄本録』によると、壬辰年〈1832〉9 月 24 日、琉球国那覇府東村人 4 人が材木を購入するため山栗島に向かう途中、大風にあつて漂流し、途中、1 人が溺死、1 人が病死して、残り 2 人が全羅道大静県（済州島内）穡達浦に漂着したとの全羅道觀察使李奎鉉・済州牧使韓応浩の状啓（報告）を受け、備辺司は琉球国人漂着者の陸路送還は前例があり、漂着者の願い通りに陸路での送還を許し、衣糧を給与し、送還にあたっては憲書咨官に託すことなどを請い、国王の裁可を得ている。10 月 11 日には、備辺司から、まもなく漢城に到着する旨、国王に報告がなされ、10 月 13 日には、さらに備辺司から、済州牧大静県穡達浦に漂着した琉球国人 2 人は、漢城弘済院に収容した後に備辺司の郎庁と訳官が問情（訊問）したところ、帰国を急いでいたことから早急の対応をとることを請い、国王の裁可を得ている。³⁰『日省録』では、船は損壊していたので、漂着者の願いにより焼却するとしている。³¹

漂着民の朝鮮からの護送と撫恤について、奕韻等（盛京将軍カ）の奏摺（道光 12 年 12 月 11 日）には以下のような内容が記されている。

朝鮮国边界陪臣の報告を受けた 11 月 30 日の鳳凰城城守尉からの呈（報告）によれば、琉球国民人仲大成島比嘉の 2 名は那覇府東村人で、本年 7 月 2 日に白米 10 包を積載し山栗島に往き柴薪に換え、洋上で暴風に遭い朝鮮国全羅道済州大静県穡達浦地方に漂着している。船隻が損壊していたことから海洋での航海を恐れ陸路での帰国を望み、3 名は朝鮮国の使臣に託されて鳳凰城至っている。詢問しても言葉が通ぜず、紙を渡して筆談しても詳細は把握することはできなかった。服は粗末なもので寒冷に堪えるものではなかった。道光 11 年には琉球国夷民浦嘉等 3 名が陸路による

³⁰ 『備辺司謄本録』純祖壬辰年〈1832〉9 月 24 日、10 月 11 日、10 月 13 日

³¹ 『日省録』、純祖壬辰年〈1832〉9 月 11 日、9 月 24 日

帰国を望み福建に護送した事例がある。今回の琉球国遭風夷民仲大成島比嘉の2名についても、同様に飲食・宿泊の救済措置を講じ、暖をとれる厚手の衣服を製給し、海洋の風濤を恐れ陸路での帰国を望んでいることから、前例に照らして12月12日に官吏に託して福建に護送することにする。沿途の地方官に皇上の柔遠する思し召しに添うよう適切に撫恤護送を行うよう命じ、また礼部に報告し、沿途の総督巡撫にも撫恤護送について咨文で通知することにする。³²

福建への護送・撫恤の経緯について、福建巡撫臣魏元烺の奏摺（道光13年5月19日）によると、琉球国那覇府東村人の難夷仲大成島比嘉2名は、同村の小波鮫・宮城等計4人で小船一隻に乗り込み、道光12年（1832）年7月2日に白米を積載し山栗島に往き柴薪に換え、洋上で暴風に遭い朝鮮国に漂着している。小波鮫・宮城の2人が病故したことから、現地で埋葬し、その後、仲大成島比嘉2名は鳳凰城に至り、北京に護送され四駅館に安頓している。そこで飯食衣服が賞給され、琉球使臣に託して帶回させ、道光13年4月20日に福建に到着している。仲大成島比嘉2名はすでに礼部から衣服が賞給されていたことから、福建省では加賞をせず、柔遠駅に到着した日から毎日米1升・塩菜銀6厘を給与し、帰国の際には行糧一ヶ月を与え、経費は存公銀で処理するとしている。牌照（船手形）は携帯していなかった。³³

11. 宝案波連等9名（久米村人）の事例（道光26年〈1846〉、自力回航）

宝案波連等は道光26（1846）年6月に朝鮮に漂着し、自力回航して江蘇省阜寧県に漂着し、帰途さらに江蘇省塩城県に再漂着し接貢船・那覇船・名護船で帰国している。

『日省録』によると、憲宗丙午年（1846）6月14日、全羅右水使申從翼により、6月4日に珍島加馬仇味に漂着者がいることが報告されている。彼らは、

³² 『清代中琉関係档案選編』、p.714

³³ 同上書、pp.718-719

琉球国那覇府内東村人 9 名で、3 月 15 日に貢米 300 俵を積載し、5 月 8 日に那覇に向かい出航したが、5 月 18 日に漂流し、6 月 4 日に珍島に漂着したという。水路での自力回航を願い許可されている。³⁴

宝案波連等 9 人の漂着・送還の経緯について、福建等处承宣布政使司から琉球国王宛の咨文に収録されている福建巡撫の奏摺（道光 27 年 7 月 24 日）には、以下のように記されている。

琉球国那覇府人の宝安波連 9 人は、太平山（宮古島）で小米 480 包を積んで帰途、閏 5 月 21 日の夜、暴風に遭い、小米を海中に投棄し漂流し、8 月 26 日に江蘇省阜寧県に漂着している。官員から羊皮・衣・桶・布・綿襖・銅銭を与えられ、11 月 27 日に現地から自力回航し、また狂風に遭い、桅舵を折られ、船は損漏して 12 月 3 日に江蘇省塩城県洋面に再漂着している。船は営船に牽引され斗龍港に入り、照屋が罹病したため、島袋ら 2 人が看病のため船に残り、他の 6 人は塩城県に護送され公所に安頓し、糧食を供給された。その後、照屋が快方に向かったため、同じく公所に送られてきた。原船は損傷がひどく、積載していた小舟と共に 50 両 2 錢で変売した。道光 27 年 2 月 21 日に護送の官吏と共に出発し、24 日に山陽県に至り、照屋が病故したため棺があてがわれた。3 月 3 日に蘇州府に至り糧食・鞋・襪が賞給され、4 月 25 日に護送の官吏と共に出発し、経過する各省で食料・人夫・船を發給し、6 月 7 日に福建に至り柔遠駅に安頓している。柔遠駅に到着した日から毎日米 1 升・塩菜銀 6 厘を給与し、帰国の際には行糧一ヶ月を与え、経費は存公銀で処理し、接貢船に乗船して帰国させることとする。宝安波連らはすでに江蘇省で数度衣服・錢文を賞給されていることから福建省では加賞を行わない。なお、江蘇省における筆談での供述については間違いがあることから、福州で訊問し更正（訂正）した内容を部（礼部・戸部）に清冊を作り報告する外、上奏する。牌照（船身形）は携帯していない。³⁵

³⁴ 『日省録』 憲宗丙午年<1846>6 月 14 日、16 日、18 日

³⁵ 『歴代宝案』 校訂本 13 冊、pp.350-351

宝安波連は朝鮮への漂着については中国側に報告していない。なお、江蘇省からの自力回航について、署理江蘇巡撫漕運總督程喬采の奏摺（道光 26 年 11 月 21 日）によると、道光 6 年の鎮洋に漂着した日本船と道光 25 年の上海に漂着した朝鮮国の自力回航を前例としたという。³⁶

12. 寛仲地等 6 人（那覇府人）の事例（咸豊 10 年<1860>、陸路護送）

寛仲地等 6 人は、咸豊 10 年（1860）年 6 月に朝鮮国全羅道済州に漂着し、その後陸路で福州に護送され接貢船で帰国している。

『同文彙考』によると、琉球国中山王府所属那覇府人、寛仲地・江比嘉・召與座・喜仲村集・長石嶺・常宮里ら 6 人は、咸豊 10（1860）年 3 月 7 日に那覇を出航し、3 月 11 日に八重山に到着している。八重山で貢米を積みこみ 5 月 8 日、那覇に向けて出航後、5 月 14 日、東南の大風に遭い桅舵を損壊して漂流、6 月 13 日に全羅道大静県（済州島内）に漂着している。現地では兼任大静県監慎性欽・訳学白俊世・倭学洪得周・通事李悌孝・金取完らにより問情（訊問）が行われ、船が損壊していたことから、陸路による中国を経ての送還を請い、船は彼らの願いにより焼却し、衣糧を給与され、節使一行に託されて送還されている。³⁷

朝鮮からの護送と中国における撫恤護送について、盛京將軍玉明等は奏摺（咸豊 10 年 12 月 16 日）で、以下のように記している。

朝鮮国王の咨文を受けた 12 月 6 日の鳳凰城城守尉佐領の徳雲からの呈文（報告）は以下の通り。本年 6 月 13 日の全羅道からの報告では、琉球国人寛仲地ら 6 人が漂着し、寛仲地との筆談によると、彼らは那覇府人で 3 月 7 日に八重山で貢米を積み、5 月 8 日に那覇に向けて出航し、途中 14 日に洋上で大風に遭い、船は損壊し朝鮮国に漂着し、救助され陸路での帰国を願っているという。6 名が鳳凰城に至り、寛仲地との筆談による漂着撫

³⁶ 『清代琉球史料彙編 宮中档硃批奏摺（下）』、p181

³⁷ 『同文彙考』・原続、漂民上国人、50-51 丁

恤の経緯は朝鮮からの咨文の内容とほぼ同様で、陸路で福州に行き、そこから船での帰国を望んでいる。咸豊元年に漂着し福州へ陸路護送した沙道光等 18 名の事例があることから、今回の寛仲地ら 6 人についても、同様に官吏に託して護送することにする。現在処理中であるが、承德県からの報告によると、江比嘉が 12 月 12 日に病故したという。現地での埋葬をすでに指示し、残りの 5 人については、沿途の地方官に皇上の柔遠の思し召しに添うよう適切に撫恤護送を行うよう命じると共に、また礼部に報告し、沿途の総督巡撫にも撫恤護送について咨文で通知することにする。³⁸

寛仲地等の漂着の経緯及び福建への護送・送還について、署福建巡撫の厲恩官の奏摺（同治元年 3 月 28 日）には以下のように記されている。

寛仲地ら 6 人は、咸豊 10 年 3 月 7 日に八重山で貢米を積み込んだ後、4 月 29 日に出航し、5 月 10 日に洋上で暴風に遭い、米を海中に投棄して 14 日に朝鮮国揚州山地方に漂着している。船は浅瀬に衝突し損壊したため、小船に乗り 15 日に上陸し、19 日に人民に引き連れられ地方官衙門に至り、食事や宿泊する公所をあてがわれた。原船は損漏し修理に堪えられないことから焼却処分し、衣類・棉・襪・鞋が賞給されている。11 月 27 日に鳳凰城に至り、車輛を給発し 12 月 6 日に奉天府に往き皮襖各一件を賞給している。12 日に舵工の比嘉が病故したことから、現地で埋葬し、19 日に奉天府を出発し山東省濟南泰安一帯から江南省境においては陸路の護送が困難であったことから、水路で浙江鎮海縣に至り、そこからさらに配船して、7 月 10 日に福州海口に至り、13 日に柔遠駅に安頓している。柔遠駅に到着した日から毎日米 1 升・塩菜銀 6 厘を与え、帰国の際には行糧一ヶ月を給発する。撫恤経費は存公銀で処理し、接貢船に附搭して帰国させることとする。すでに朝鮮国と奉天府で衣服等の撫恤品が賞給されていることから、福建省では加賞をおこなわない。なお、盛京における筆談での

³⁸ 『清代中琉関係档案選編』、p.1020

人名や供述については間違いがあることから、福州で訊問し更正（訂正）した内容を戸部・礼部・盛京將軍に通知する外、上奏して報告する。³⁹

むすびにかえて

清代、首里王府は薩摩侵略後の薩摩の実質的な支配を中国や朝鮮に隠す隠蔽政策を実施しており、中国や朝鮮に対しては薩摩侵略後、薩摩に割譲していた奄美諸島についても琉球属領だとしていたことは周知のとおりである。清代の朝鮮史料に現れる琉球人漂着の報告は、乾隆 55（1790）年 7 月に全羅道興陽県に漂着した沖永良部島の伊名川等（7 人）の事例で始まる。伊名川等は乾隆 55 年 6 月 17 日に白米・粟・小豆・大豆・木綿・大麦・小麦等 100 石を積載し、山原に向かい途中漂流して、7 月 6 日に全羅道興陽県に漂着している。その後、彼らは自力回航し、これが清代の自力回航の嚆矢となり、この事例での自力回航が後年の先例となった。自力回航後、無事に帰国できたかどうかは不明である。伊名川等の漂流事例は中国を経由していないことから、本論文での研究対象とはしない。本稿で対象とするのは、中国側史料でその撫恤事例が確認できる上記の 12 事例である。

清代、中国を経由したそうした漂着事例については、まず朝鮮に漂着し、その後自力回航による出航後、中国に再漂着し福州経由で帰国した事例（①③④⑧の事例）、朝鮮に漂着し陸路護送され福州経由で帰国した事例（②⑥⑦⑨⑩⑫の事例）、朝鮮に漂着し、自力回航後中国に漂着し、その後さらに中国に再漂着した事例（⑪の事例）、そして中国に漂着した後、帰途朝鮮に再漂着し自力回航した事例（⑤の事例）を確認することができる。なお、朝鮮に漂着し、その後自力回航による出航後、中国に再漂着し福州経由で帰国した事例については、中国に再漂着後、原船で福州から帰国した事例（①の事例）と、船が損壊して変売（売却）し福州から他船に搭乗して帰国した事例（③④⑧の事例）に区別できよう。

³⁹ 『清代中琉関係档案選編』、pp.1026-1027

福州を經由して帰国する陸路護送については、明代においても、嘉靖9(1530)に濟州島に漂着した琉球人豊加那・阿加豆等7人の事例を確認することができるが、自力回航については明確な事例は史料では確認できない。明代においても、そうした自力回航の事例が存在したことは想定できるが、自力回航について、明確な史料の存在を確認できるのは、上記の沖永良部島の伊名川等の事例が初出である。清代は、嘉慶11年(1807年)10月に福建省福寧府に漂着し、その後自力回航して朝鮮国へ再漂着、さらに自力回航後、壱岐に漂着し原船で帰国した佐久間親方(翁世煌)の事例以外は、全て自力回航した漂着者が中国に再漂着している。佐久間親方の事例は自力回航の方法を知っている特殊な事例で、実は朝鮮からの自力回航者のほとんどが中国を經由して帰国している。帰国の海路を知らない漂着者にとって自力回航による航海は大きな危険をとまなう。中国への再漂着は暴風などによる漂着ではなく、これらは全て故意に中国に向かい擬似漂着した可能性が高い。嘉慶1年丙辰(1796)八重山から沖繩本島への帰途、漂流して中国に漂着し、原船での帰途朝鮮に漂着した佐久川等21人の事例では、朝鮮から自力回航し、中国江蘇省に再漂着した際の様子を『中山世譜』では、「在彼地(朝鮮)開洋、転到江南省」と記している。ここでは意識的に中国に向かったものと捉えていまいだろう。また、漂着事例の中に、中国に再漂着した際に朝鮮への漂着を報告しなかった事例が存在するのも、そうした疑似漂着を隠す方策だったと考えられる。

清代、陸路福州を經由して帰国する事例は、乾隆59年(1794年)年7月に朝鮮国全羅道濟州に漂着し、その後陸路で福州に護送された米精兼个段仁也等11人の事例が初出で、これが後年の陸路護送の先例となっている。そうした事例は漂着の際に船が損傷し航海不能となったケースがほとんどで、漂着者からの懇願により実現し、朝鮮が中国に派遣する節使や時憲曆を受け取りに行く使節「憲曆咨官」に託される事例が確認できる。なお、朝鮮に漂着した琉球人全員が中国を經由して送還されたわけではなかった。朝鮮に漂着した日本船(薩摩船)には、琉球人が混在していることもあった。このような場合には琉球人

だと確認できても、全て日本経由で送還させていた。⁴⁰ 福州への陸路護送が可能になるのは、漂着船の乗船者が全て琉球人であった場合のみである。朝鮮国内で病死者が出た場合は、中国国内同様、現地での埋葬がおこなわれ、積載貨物については、陸路護送の際に共に移送したかどうかは史料では確認できない。

さて、中国における撫恤であるが、上述したように中国の沿岸に漂着した琉球人漂着民はすべて福州に護送され、漂着船が航海不能或いは船の規模が小さく航海が危険だと判断された場合は、現地で変売もしくは焼却された。航海が可能な場合でも原則として漂流地から直接帰帆することは許されず、船隻は一旦漂着民と共に福州に護送され、福州から帰国していた。しかし、道光 26 年 8 月 26 日に江蘇省阜寧県に漂着した宝安波連は江蘇省から自力回航している。これは、道光 6 年の鎮洋に漂着した日本船と道光 25 年の上海に漂着した朝鮮国の自力回航を前例としたというが、こうした措置はきわめて異例で、漂着船のほとんどが航海可能な場合も福州に移送され、福州から出航していた。帰国の際には漂着者は海路を知らないことから、『歴代宝案』や中国側の档案史料では、漂着船を引導するため、進貢船や接貢船から水梢 2 人が選出され、彼が案内役を担っていたことが記されている。佐久川等 21 人（泊村人）の事例（嘉慶元年<1796 年>）からも知れるように水梢とされた者の 1 人は、実は勤学（留学生）で通事として乗船していた。朝鮮では陸路護送の際、船はほとんどが焼却処分されていたが、中国ではこの嘉慶 1 年（1796 年）の中国に二次漂着した際の佐久川等 21 人（泊村人）の事例のように変売され代金が支払われることも少なくなかった。

朝鮮から陸路の護送については、鳳凰城城守尉から盛京將軍に報告がなされ、皇帝への漂流や撫恤・護送の経緯について上奏がなされている。鳳凰城で漂着者の供述調書がとられているが、言葉が通じず筆談によるもので、内容に間違いが多く、漂着者が福州到着後琉球語を解する阿口通事による訳訊（事情聴取）がおこなわれる中、更正（訂正）がなされるケースが多かった。護送に当たっ

⁴⁰ 李蕪「朝鮮王朝時代後期漂民の送還を通して見た朝鮮・琉球関係」（『歴代宝案研究』第 8 号、1997 年）、p.20

ては役人に託しての福州までの護送と、北京に滞在中の琉球使節に引き渡すケースが確認できる。また盛京將軍は通過する各省の総督・巡撫に咨文で撫恤及び護送について通知し、各省における撫恤に関わる経費は全て公費の存公銀で賄われていた。公費の支出による無償撫恤は朝鮮も同様であった。陸路護送による福州からの帰国は原船がないことから、進貢船や接貢船・護送船或いは他の航海可能な漂着船に搭乗させる措置がとられている。1687年に安南に漂着した朝鮮人たちは帰国したいという希望を安南政府に何回も要請し拒絶され、その後許可されたが、朝鮮と安南には公的な交流がなかったため、安南は朝鮮人を帰国させる際、中国経由の迂回ルートを斡旋しており、送還費用も有償であったという。⁴¹ 送還に関しては、朝鮮同様、属国との通交関係のある中国との関係を重視している点、そして同じ属国でも、安南に関しては有償であった点に着目したい。また、王府からの薩摩へ派遣された使者であった佐久間親方（<翁世煌>首里府人）等 78 人の事例（嘉慶 11 年<1807 年>）で、佐久間親方が中国や朝鮮における訊問において、首里府の巡見官で史官やその跟伴及び水手等 78 名を引き連れ、各島の巡視の途中漂流したという口実からも知れるように、漂着時に薩摩や幕府との関係が暴露しないよう徹底した隠蔽策を講じていたことも知れる。王府は、倭語で書かれた船手形（牌照）から隠蔽が発覚しないよう、漂着者に上陸時には船手形を焼却するよう命じていたが、上奏文の中で漂着者が牌照を持っていないことを報告しているのは、そうした漂着者が隠蔽に徹していたことを意味している。⁴²

清代、琉球人の朝鮮漂着については、朝鮮に漂着した琉球人漂着者の陸路護送のみならず、漂着船の朝鮮からの自力回航についても、全体的に中国を経由しての帰国を漂着者らが選択していたことを帰国方法の特質として示すことができよう。明代には漂着送還の経緯について、咨文等で朝鮮側から通知されることがあったが、清代においては、朝鮮と琉球は国交や通交がなく、そうした経緯が朝鮮側から報告されることはなかった。首里王府は、漂着者の護送や撫

⁴¹ 前掲李薰「朝鮮王朝時代後期漂民の送還を通して見た朝鮮・琉球関係」、p.26

⁴² 赤嶺守「清代の琉球漂流民送還体制について - 乾隆二十五年の山陽西表船の漂着事例を中心に」（『東洋史研究』第 58 巻第 3 号、1999 年）、P.88

恤・送還を知らせる中国の福建等处承宣布政使司からの咨文や帰国後の漂着者からの報告で、その実態を把握していた。

付記：本稿は、文部科学省概算要求事業「自律型島嶼地域社会の創生に向けた〈島嶼地域科学〉の体系化」（琉球大学国際沖縄研究所・法文学部）の研究成果の一部である。